

特別障害者手当について

■ 支給対象

精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者

※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちでない場合でも申請可能です（基本的には、手帳の内容ではなく、医師に作成いただく「特別障害者手当認定診断書」によって、判定を行います）。

※ただし、次の場合には手当を受けることができませんのでご注意ください。

- ①受給資格者（請求者）が、**日本国内に住所を有しない**とき。
- ②受給資格者（請求者）が、**障害者支援施設等に入所している**とき（通所は除く）
- ③受給資格者（請求者）が、**病院又は診療所に3か月を超えて入院した**とき。

■ 支給制限

申請者の前年の所得が一定の額を超え、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときには、手当は支給されません。

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

所得額＝年間収入額－必要経費（給与所得控除額）－80,000円－諸控除
－100,000円（給与・公的年金等の所得がある場合）

■ 手当額（令和6年4月分から令和7年3月分まで）

月額 28,840円

■ 支給方法

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年4回2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが**受給者本人の金融機関口座へ振り込まれます**。

支払日	2月10日	5月10日	8月10日	11月10日
支払対象月	11月分～1月分	2月分～4月分	5月分～7月分	8月分～10月分

※支払日が、土、日または休日のときは、その直前の平日に支給されます。

■ 手続き（申請に必要な書類）

- ・特別障害者手当認定請求書（押印2カ所）
- ・特別障害者手当認定診断書
- ・同意書（押印1カ所）
- ・特別障害者手当所得状況届（押印2カ所）
- ・福祉手当振込指定口座届出書（対象者の口座）
- ・金融機関通帳写し
- ・個人番号（マイナンバー）のわかるもの（世帯全員）
- ・年金金額がわかるもの（障害年金、遺族年金等の公的年金を受給している場合）
例 年金振込通知書、年金額改定通知書など
- ・印鑑（認印）

■ 手当を受けている方の届出

手当の受給中は、次のような届出等が必要です。

所得状況届	受給者全員に毎年8月12日から9月11日までの間に提出いただきます。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。
再認定（有期認定の場合）	有期期間以降も引き続き手当を受給するためには、診断書等を提出して再認定を受ける必要があります。
資格喪失届	次に該当し、受給資格がなくなったとき。 ○受給者が施設に入所した。 ○受給者の入院期間が3か月を超えた。 ○受給者が死亡した。 ○受給者が日本国内に住所がなくなった。
その他の届	氏名・住所・支払金融機関の変更、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど。

■ 問い合わせ先

宇和島市役所	福祉課 障がい福祉係	Tel(0895)49-7016（内線：2151）
吉田支所	福祉環境係	Tel(0895)52-1111
三間支所	福祉環境係	Tel(0895)58-3311
津島支所	福祉環境係	Tel(0895)49-7058

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（S60.12.28社更第162号厚生省社会局長通知より）

R4.4.1作成

障害児福祉手当（19歳まで）	特別障害者手当（20歳から）			
A表（別表第1）	B表（別表第2）	C表	D表	E表
下表の1項目が該当	下表の2項目が該当	下表の2項目かつB表の1項目が該当	B表の3～5のいずれか1つに該当し日常生活動作が10点以上	A表の8のうち内部障害又はその他の疾患等に該当しかつ安静度1度（絶対安静）
1 両眼視力がそれぞれ0.02以下 ※令和4年4月1日に眼の認定基準及び診断書が改正されました	1 両眼視力がそれぞれ0.03以下 ・一眼視力0.04かつ他眼視力手動弁以下 ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 両眼視力がそれぞれ0.07以下 ・一眼視力0.08かつ他眼視力手動弁以下	*日常生活動作 1 タオルをしぼる 2 すわる 3 立ち上がる 4 片足で立つ 5 階段を昇降する 6 とじひもを結ぶ 7 かぶりシャツを着て脱ぐ 8 ワイシャツのボタンをとめる	安静度 1 絶対安静 2 終日横になっている 3 主に横になっている 4 午前午後安静時間をとる 5 午後安静時間をとる
2 両耳音声識別不可（補聴器使用）、及び両耳聴力100デシベル以上（補聴器等使用）	2 両耳聴力100db以上	2 両耳聴力90db以上 3 平衡機能の極めて著しい障害	*評価 ひとり出来る……0点 ひとりではうまく出来ない……1点 ひとりでは全く出来ない……2点 (注)・6の場合については 5秒以内に出来る……0点 10秒以内に出来る……1点 10秒で出来ない……2点 ・7及び8の場合について 30秒以内に出来る……0点 1分以内に出来る……1点 1分で出来ない……2点	F表
3 両上肢著障(2級)	3 両上肢著障 ・両上肢全指欠損 ・両上肢全指著障	4 そしゃく機能喪失		A表の9に該当しかつ日常生活能力14点以上
4 両上肢全指欠損(2級)	4 両下肢著障 ・両下肢足関節以上欠損	5 音声・言語機能喪失（耳性のものを含まず）	日常生活能力 0点 1点 2点	1 食事 1人で出来る 介助要 出来ない 2 用便(月経)の始末 1人で出来る 介助要 出来ない 3 衣服の着脱 1人で出来る 介助要 出来ない 4 簡単な買物 1人で出来る 介助要 出来ない 5 家族との会話 通じる 少し通じる 通じない 6 家族以外の者との会話 通じる 少し通じる 通じない 7 刃物・火の危険 わかる 少しわかる わからない 8 戸外での危険から身を守る(交通事故) 守ることが出来る 不十分でも出来る できない
5 両下肢全廃(1級)	5 体幹座位不可 ・体幹自力立上り不可	6 両上肢の親指・人差し指全廃又は欠損		
6 両大腿2分の1以上欠損(1級)	6 日常生活の自立が出来ない程度の障害又は病状	7 1上肢著障、全指欠損又は全指全廃		
7 体幹座位不可(1級)	(1)内部障害(自己身の日常生活が極度に制限される) ・心臓・腎臓・肝臓・血液・呼吸器	8 1下肢全廃又は1大腿2分の1以上欠損		
8 日常生活の自立が出来ない程度の障害又は病状	(2)特定疾患等 常時安静・就床安静度表2度以上	9 体幹(野外歩行に補助具必要)		
(1)両眼視力がそれぞれ0.03以下 ・一眼視力0.04かつ他眼視力手動弁以下かつ両眼視野2分の1以上欠損 ・両上肢→食事・洗面・便所の処置・衣服の着脱の自立不可 ・両下肢→階段の昇降・室内歩行の自立不可 ・体幹→座位不可・起立保持・立上りの自立不可	7 精神障害 ・精神の障害(日常生活能力10点以上) ・知的障害(最重度・知能指数20以下)	10 日常生活に著しい制限を受ける障害又は病状 (1)内部障害 ・心臓・腎臓・肝臓・血液・呼吸器 (2)その他の疾患 ・日中の50%以上就床 ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		
(2)内部障害(自己身の日常生活が極度に制限される) ・心臓・腎臓・肝臓・血液・呼吸器		11 精神障害 ・精神の障害(日常生活能力8点以上) ・知的障害(知能指数35以下)		
(3)その他の疾患(日常生活常時介護)				
9 精神障害 ・精神の障害(日常生活常時介護) ・知的障害(最重度・知能指数20以下)				
10 身障・病状・精神障害の重複(日常生活常時介護) ・知的障害(重度・知能指数35以下) ・身障 ・8(1)の動作が2分の1以上介護 ・両眼視力がそれぞれ0.03以下 ・一眼視力0.04かつ他眼視力手動弁以下 ・聴力100db以上				

【別表】 障害児福祉手当・特別障害者手当における施設入所の取扱

	障害児福祉手当	特別障害者手当
資格喪失	法第17条	法第26条の2
	障害児入所施設	障害者支援施設(生活介護に限る)
	—	病院又は診療所(3ヶ月以上) ※病院・診療所には介護療養型医療施設や 介護老人保健施設も含まれる。
	省令第1条	省令第14条第1号(省令第1条に掲げる施設)
	乳児院又は児童養護施設	—
	指定発達支援医療機関	—
	障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院又は障害者支援施設	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	
	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設	
	国立保養所	
	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設	
	病院又は診療所(法令の規定に基づく命令による入院・入所に限る)	
		省令第14条第3号
		養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
支給継続(主なものの例)	障害福祉系	
	宿泊型自立訓練施設	
	共同生活援助(グループホーム)	
	児童福祉系	介護系
	母子生活支援施設	小規模多機能型居宅介護事業所
	情緒障害児短期治療施設 ※	特定施設入居者生活介護施設(地域密着型含む)
	児童自立支援施設	ex)有料老人ホーム、軽費老人ホーム等
	児童自立援助事業(自立援助ホーム)	サービス付き高齢者住宅
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
	児童相談所一時保護施設	
	その他	
特別支援学校の寄宿舎	自動車事故対策機構療護センター	
	婦人保護施設	

※平成29年4月1日より児童心理治療施設に名称変更予定。